

平成20年12月5日



中小企業倒産防止共済制度発足三十周年記念加入促進貢献団体及び金融機関への経済産業大臣表彰及び中小企業庁長官表彰について

独立行政法人中小企業基盤整備機構主催・経済産業省は、中小企業倒産防止共済制度への加入促進に貢献した団体及び金融機関に対し、経済産業大臣表彰及び中小企業庁長官表彰を行います。

表彰状授与式は、12月5日（金）15時より虎ノ門パストラル葵の間においてとり行います。

1. 中小企業倒産防止共済制度とは

中小企業倒産防止共済制度とは、中小企業倒産防止共済法に基づき取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業の相互扶助の精神に基づき、中小企業の経営の安定に寄与することを目的とした共済制度として昭和53年に創設しており、現在、約29万社が在籍しております。（制度概要別紙1）

2. 表彰式

日時：平成20年12月5日（金） 15：00～16：30

場所：虎ノ門パストラル 葵の間

東京都港区虎ノ門4-1-1（03-3432-7261）

3. 表彰対象団体（別紙2）

【経済産業大臣賞】

団体：TKC 企業共済会、東京税理士協同組合、名古屋税理士協同組合

金融機関：東京東信用金庫、商工組合中央金庫、十三信用金庫

【中小企業庁長官賞】

団体：柴田町商工会 他13団体

金融機関：札幌中央信用組合 他16金融機関

4. 出席者

- ・表彰対象団体
- ・来賓 全国商工会連合会専務理事、日本商工会議所常務理事、
全国中小企業団体中央会専務理事、全国青色申告会総連合会事務
局長、社団法人全国信用金庫協会常務理事、社団法人全国信用組
合中央協会常務理事
- ・経済産業省 経済産業大臣政務官
- ・中小企業庁 事業環境部長他
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長、副理事長他

.....

●本発表資料のお問い合わせ先

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

担当者： 鯨井補佐、東谷係長

電 話： 03-3501-1511（内線 5251）

03-3501-0459（直通）

独立行政法人中小企業基盤整備機構経営安定再生部

担当者： 榎本審議役、占部課長

電 話： 03-3433-8811

03-5470-1540（直通）

.....

1. 中小企業倒産防止共済制度の概要

(1)趣 旨

- ・ 中小企業が取引先企業の倒産の影響により、連鎖倒産・著しい経営難に陥る等の事態を防止するために設けられている共済制度
- ・ 中小企業倒産防止共済法に基づき昭和 53 年に発足
- ・ 中小企業者が拠出した掛金を基に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営

(2)在籍社数：約 29 万件 共済資産：約 6,000 億円 (平成 20 年 3 月末現在)

(3)倒産防止共済制度の概要

<p>加 入 資 格</p>	<p>1 年以上継続して事業を行っている次に掲げる中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、建設業、運輸業等 従業員300人以下又は資本金 3 億円以下の会社又は個人 ・ 卸売業 従業員100人以下又は資本金 1 億円以下の会社又は個人 ・ サービス業 従業員100人以下又は資本金 5 千万円以下の会社又は個人 ・ 小売業 従業員50人以下又は資本金 5 千万円以下の会社又は個人 ・ 企業組合及び協業組合 ・ ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は別途規定あり
<p>掛 金</p>	<p>月額5,000円～80,000円 (5,000円きざみ) [掛金の増額、前納可、40ヶ月掛金を納付した場合掛止め可、掛金積立限度額は320万円]</p>
<p>共済金の貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付事由：掛金納付月数が 6 ヶ月以上ある契約者について、取引先企業が倒産し、これに伴い、売掛金債権等の回収困難が生じた時 (注)「倒産」とは、次のいずれかの事態が発生すること。 ①破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別精算開始の申立てがされること。 ②手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。 ・ 貸付条件：無担保、無保証、無利子。ただし、共済金の貸付を受けた者は、貸付金額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除される。 ・ 償還方法：5 年 (据置期間 6 ヶ月を含む) の毎月均等償還 (償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する) ・ 貸付限度額：回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額 (貸付残高は3,200万円以内)

掛金の 税法上の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 個人：必要経費扱い 法人：損金扱い 																								
解 約	<ul style="list-style-type: none"> 共済契約の解除の種類 <ul style="list-style-type: none"> ①任意解約：契約者が任意に行うことができる解約 ②機構解約：契約者が12カ月以上の掛金の滞納をしたとき又は不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときに機構が行う解約 ③みなし解約：契約者の死亡又は解散したとき等の場合には、その死亡等のときに解約されたものとみなされる。 解約手当金：共済契約が解除されたときは、12カ月分以上の掛金を納付した契約者について解約手当金が支給される。解約手当金の額は掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に下表の率を乗じて得た額となる。 <table border="1" data-bbox="557 1010 1310 1279"> <thead> <tr> <th>掛金を納付した月数</th> <th>任意解約</th> <th>機構解約</th> <th>みなし解約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12カ月以上24カ月未満</td> <td>80%</td> <td>75%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>24カ月以上30カ月未満</td> <td>85%</td> <td>80%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>30カ月以上36カ月未満</td> <td>90%</td> <td>85%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>36カ月以上40カ月未満</td> <td>95%</td> <td>90%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>40カ月以上</td> <td>100%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約者が偽りその他不正の行為によって共済金等の支給を受け、又は受けようとした場合は解約手当金は支給されない。</p>	掛金を納付した月数	任意解約	機構解約	みなし解約	12カ月以上24カ月未満	80%	75%	85%	24カ月以上30カ月未満	85%	80%	90%	30カ月以上36カ月未満	90%	85%	95%	36カ月以上40カ月未満	95%	90%	100%	40カ月以上	100%	95%	100%
掛金を納付した月数	任意解約	機構解約	みなし解約																						
12カ月以上24カ月未満	80%	75%	85%																						
24カ月以上30カ月未満	85%	80%	90%																						
30カ月以上36カ月未満	90%	85%	95%																						
36カ月以上40カ月未満	95%	90%	100%																						
40カ月以上	100%	95%	100%																						
契約者貸付 (一時貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 貸付事由：事業資金（設備資金、運転資金）が必要なとき 貸付限度額：解約手当金の95%の範囲内 貸付利率：年1.5%（市場金利の動向により変動します。） 貸付期間：12月 担保、保証人：不要 償還方法：期限一括償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する） 																								

(注) ①契約者は、いつでも自由に共済契約を解除することができる。

②契約者の死亡（個人の場合）／解散（会社の場合）又は事業の全部を譲渡したときは、その時点で共済契約が解除されたものとみなされるが、契約の承継がされたときは、解約にならない。

(別紙2)

中小企業倒産防止共済制度発足30周年記念表彰受賞団体及び金融機関

(団体の部)

1. 経済産業大臣賞受賞団体(3団体)

	団体名	都道府県
1	TKC企業共済会	東京都
2	東京税理士協同組合	東京都
3	名古屋税理士協同組合	愛知県

2. 中小企業庁長官賞受賞団体(14団体)

	団体名	都道府県
1	柴田町商工会	宮城県
2	協同組合ディーディーケー	東京都
3	東京商工会議所	東京都
4	一宮商工会議所	愛知県
5	社団法人中川青色申告会	愛知県
6	京都税理士協同組合	京都府
7	大阪・奈良税理士協同組合	大阪府
8	兵庫県西税理士協同組合	兵庫県
9	倉敷商工会議所	岡山県
10	中国税理士協同組合	広島県
11	広島商工会議所	広島県
12	松山商工会議所	愛媛県
13	北九州商工会議所	福岡県
14	うるま市商工会	沖縄県

(金融機関の部)

1. 経済産業大臣賞受賞金融機関 (3 金融機関)

	金融機関名	都道府県
1	東京東信用金庫	東京都
2	商工組合中央金庫	東京都
3	十三信用金庫	大阪府

2. 中小企業庁長官賞受賞金融機関 (17 金融機関)

	金融機関名	都道府県
1	札幌中央信用組合	北海道
2	栃木銀行	栃木県
3	川口信用金庫	埼玉県
4	足立成和信用金庫	東京都
5	さわやか信用金庫	東京都
6	城北信用金庫	東京都
7	巣鴨信用金庫	東京都
8	西武信用金庫	東京都
9	横浜信用金庫	神奈川県
10	大垣信用金庫	岐阜県
11	大阪市信用金庫	大阪府
12	大阪信用金庫	大阪府
13	大福信用金庫	大阪府
14	尼崎信用金庫	兵庫県
15	淡路信用金庫	兵庫県
16	兵庫県信用組合	兵庫県
17	おかやま信用金庫	岡山県